

2022年3月22日

各 位

会 社 名 株式会社 ワッツ

代表者名 代表取締役社長 平岡史生

(コード番号: 2735 東証第一部)

問 合 せ 先 常務取締役経営企画室長 森 秀人

電話番号 06-4792-3236

ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、 当社子会社の取締役並びに当社の従業員及び当社子会社の従業員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、当社子会社の取締役並びに当社の従業員及び当社子会社の従業員に対して新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権が行使された際には、自己株式を充当する予定です。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の数

1,238 個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通 株式 123,800 株を上限とし、下記(3)より本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調 整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。なお、本新株予約権はインセン ティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当 しない。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京 証券取引所の当社普通株式の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その 金額が本新株予約権の割当日の前営業日の終値(取引が成立していない場合は、それに先立つ直 近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整 し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移 転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済総株式数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて 行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うこ とができるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2024年4月6日から2028年4月5日までとする。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記① 記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役または従業員の地位 にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その 他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新 株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の割当日

2022年4月6日

(10) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは 分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会 の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取 締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(3)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(4)に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記(5)に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記 (5)に定める行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

- ⑧ 新株予約権の行使条件 上記(8)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得に関する事項 上記(10)に準じて決定する。
- (12) 新株予約権を発行する場合の取扱い 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(13) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	新株予約権
当社子会社の取締役並びに当社の従業員及び当社子会社の従業員	101名	1,238 個

以 上